

文教大学越谷校舎 石間奨学金の募集・採用に関する内規

(目的)

第1条 有限会社石間企画事務所からの寄付により、越谷校舎に在籍する4年生で、卒業間近でありながら授業料支払いに困窮をきたす学生を対象に年間学納金の半額を支給するにあたり、必要な事項をここに定める。

(対象者)

第2条 越谷校舎に在籍する4年生で、卒業間近でありながら授業料支払いに困窮をきたす学生1名に支給する。

(支給額)

第3条 年間学納金（授業料および教育充実費、実習費）の半額を支給する。

(募集方法)

第4条 文教大学奨学金の募集時に、石間奨学金の案内も併せて行うこととする。なお、募集時期などについては、文教大学奨学金の運用に準じるものとする。

(出願資格)

第5条 越谷校舎に在籍する4年生で、募集要項に定める出願資格を満たす者とする。

(出願方法)

第6条 石間奨学金を希望する場合は、文教大学奨学金の募集期間にあわせて出願するものとする。なお、出願に際し、文教大学奨学金の申請書類を石間奨学金の選考資料として使用することを同意する書類を提出するものとする。

(選抜方法・選考基準)

第7条 出願時に提出された申請書を基に選考を行うこととする。なお、選考基準は文教大学奨学金の選考基準を用いることとする。

(候補者の決定)

第8条 前条の選考基準に基づき、生活困窮度が高い者から候補者を選出する。なお、文教大学奨学金との重複受給を可とする。ただし、文教大学奨学金を授業料全額分受給する者は除外する。

2 前項によって選出された候補者が文教大学奨学金を授業料全額分受給した場合は、授業料半額以下受給者から生活困窮度が高い者を選出する。なお、生活困窮度が同点であった場合、GPA値が最上位の者を選出する。

3 前二項により選出された候補者は、越谷校舎学生委員会の議を経て、採用者として決定し、越谷校舎各学部教授会において、報告することとする。

(選考結果の学生への通知)

第9条 選考結果は、教授会報告終了後、越谷校舎学生課より出願者全員に対し、行うこととする。

(支給方法)

第 10 条 学内規程に則り、稟議手続完了後、学生の指定口座へ振り込むこととする。

(改廃)

第 11 条 本内規の改廃は、越谷校舎学生委員会の議を経て決定する。

附則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この内規は、平成 28 年 1 月 12 日より施行する。

附則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。